

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大東設備
 〒574-0033
 住所 大阪府大東市扇町7番11号
 代表者氏名 代表取締役 大東 弘
 電話番号 072-871-1301
 FAX番号 072-872-4384
 メールアドレス info@daitousetsubi.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社大東設備
住 所 〒574-0033
大阪府大東市扇町7番11号
代表者氏名 代表取締役 大 東 弘

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 大 東 弘 取締役 大 東 洋 一	
事 業 の 範 囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 大 東 設 備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 574-0033 住所 大阪府大東市扇町7番11号 電話番号 072-871-1301 F AX番号 072-872-4384 メールアドレス info@daitousetsubi.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
大東洋一 水野翔希 ミズノ ショウキ	304941 298074

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4 年 6 月 6 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプ切断機		1	
	金切りのこ 塩ビカッター	VC40	3	
	〃	VC20	3	
	電子セーバーソー	CR13VBY2	1	
管の加工用の 機械器具	螺子切旋盤	25mm～150mm	1	
	〃	25mm～250mm	1	
	研磨機	100mm～200mm	2	
接合用の 機械器具	やすり パイプネジ切り器		1	
	トーチランプ		3	
	パイプレンチ	13～100mm	4	
	電気溶接機		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ		2	
	電気式テストポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 6 月 6 日

申請者

氏名又は名称 株式会社大東設備

住 所 大阪府大東市扇町7番11号

代表者氏名 代表取締役 大東 弘

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府大東市扇町7番11号
株式会社大東設備

会社法人等番号	1220-01-015582	
商号	株式会社大東設備	
本店	大阪府大東市浜町3番11号	
	大阪府大東市扇町7番11号	昭和51年 3月 1日変更
公告をする方法	官報に掲載する。	平成22年 2月26日変更
		平成22年 3月 1日登記
会社成立の年月日	昭和37年3月1日	
目的	<u>1、給排水衛生設備、冷暖房設備、消火栓設備、汚水浄化槽設備、厨房設備、各種ポンプ設備</u> <u>2、一号に付帯する一切の商品、部品の販売</u> <u>3、土木工事業</u> <u>4、水道施設工事業</u> <u>5、前各号に付帯する一切の事業</u>	
	1. 給排水衛生設備、冷暖房設備、消火栓設備、汚水浄化槽設備、厨房設備、各種ポンプ整備 2. 一号に付帯する一切の商品、部品の販売 3. 土木工事業 4. 水道施設工事業 5. 建設業 6. 宅地建物取引業 7. 不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介並びに所有、管理及び利用 8. 不動産に関する企画及びコンサルティング 9. 建築物の増改築及びリフォーム工事業 10. 建築物の増改築及びリフォーム等に関する建設業者の斡旋及び紹介 11. 前各号に付帯する一切の事業 <div style="text-align: right;">令和 3年 1月14日変更 令和 3年 1月18日登記</div>	
発行可能株式総数	6万4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万6000株	
資本金の額	金2000万円	

大阪府大東市扇町7番11号
株式会社大東設備

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の決議を要する。 平成18年12月22日設定 平成19年 1月 4日登記		
役員に関する事項	取締役 大 東 弘	平成28年 7月 7日重任 平成28年 7月 7日登記	
	取締役 大 東 朋 恵	平成28年 7月 7日重任 平成28年 7月 7日登記 平成31年 4月30日辞任 令和 1年 9月13日登記	
	取締役 大 東 洋 一	平成28年 7月 7日就任 平成28年 7月 7日登記	
	大阪府大東市扇町7番10号 代表取締役 大 東 弘	平成28年 7月 7日重任 平成28年 7月 7日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 1月19日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 4年 5月 6日

大阪法務局東大阪支局
登記官

柏 本 和 哉



株式会社大東設備
定款

令和 3年 1月14日 変更



株式会社大東設備 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社大東設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水衛生設備, 冷暖房設備, 消火栓設備, 汚水浄化槽設備, 厨房設備, 各種ポンプ設備
2. 一号に付帯する一切の商品, 部品の販売
3. 土木工事業
4. 水道施設工事業
5. 建設業
6. 宅地建物取引業
7. 不動産の売買, 交換, 賃貸及びその仲介並びに所有, 管理及び利用
8. 不動産に関する企画及びコンサルティング
9. 建築物の増改築及びリフォーム工事業
10. 建築物の増改築及びリフォーム等に関する建設業者の斡旋及び紹介
11. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大東市に置く。

(機関)

第4条 当社は次の機関を置く。

1. 株主総会
2. 取締役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6万4000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の決議を要する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の過半数の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

- 第18条 当社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第19条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

(社長)

第20条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第23条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までとする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株主質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

本書は、当社の現行定款に相違ありません。

令和 4 年 6 月 6 日

大阪府大東市扇町7番10号

株式会社大東設備

代表取締役 大東 弘



第三〇四九四一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

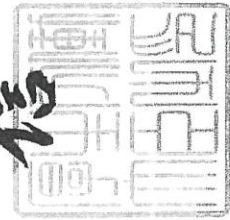
氏名 大東 洋一

昭和五十七年七月二十日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九八〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

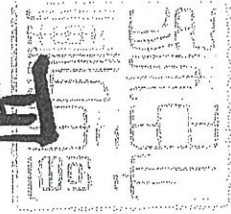
氏名 水野 翔 希

平成四年九月十七日生

水道法(昭和三十二年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十二年一月三十一日

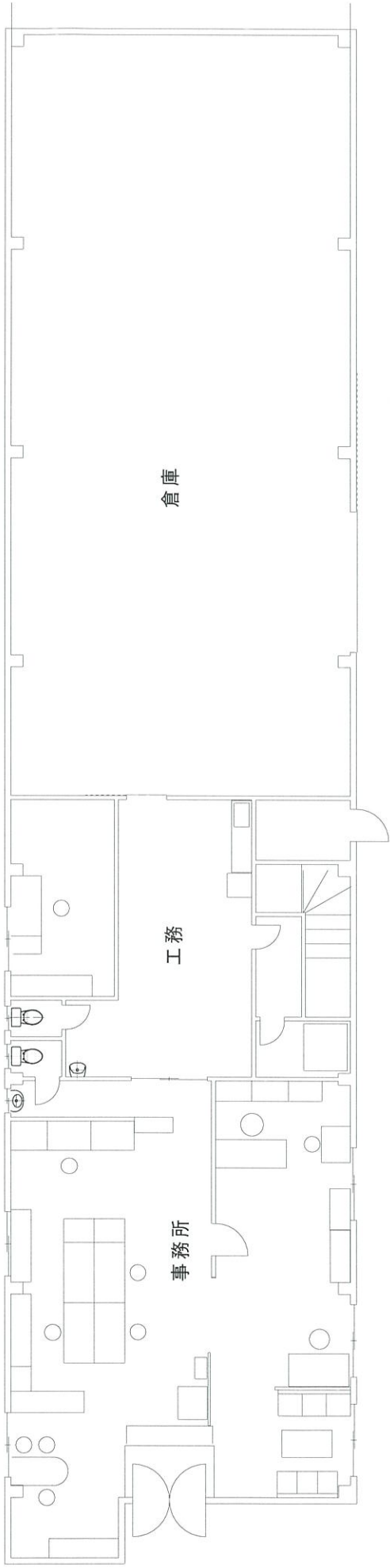
厚生労働大臣 根本 匠

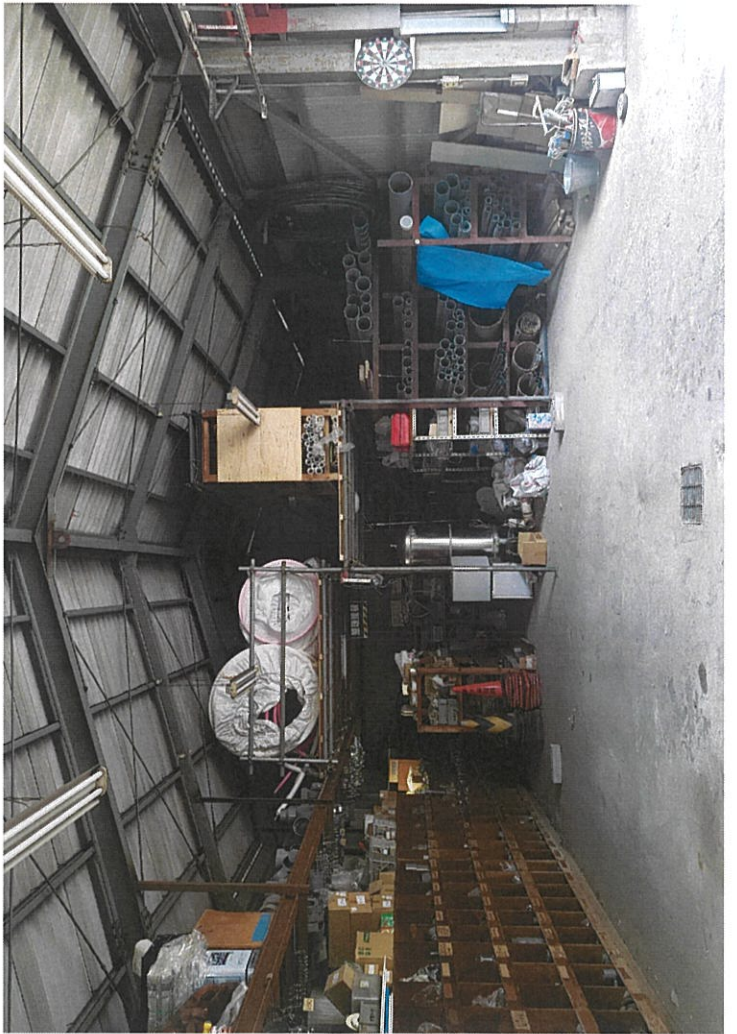


位置図



大阪府大東市扇町7番11号





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大東 設備
 〒574-0033
 住所 大阪府大東市扇町7番11号
 代表者氏名 代表取締役 大東 弘
 電話番号 072-871-1301
 FAX番号 072-872-4384
 メールアドレス info@daitousetsubi.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 / 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年6月6日

届出者

氏名又は名称 株式会社大東設備

住 所 大阪府大東市扇町7番11号

代表者氏名 代表取締役 大東 弘

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社大東設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大東 洋一 水野 翔希	304941 298074	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇四九四一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

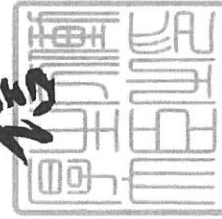
氏名 大東 洋一

昭和五十七年七月二十日生

水道法(昭和五十二年法律第七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月二十日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九八〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 水野 翔 希

平成四年九月十七日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

